

写

元消安第5877号  
令和2年4月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用についての一部改正について（通知）

昨年12月4日に公布された、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条において、覚せい剤取締法の一部が改正され、当該法律の題名をはじめとする「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める等の改正が行われます（令和2年4月1日施行）。

このため、獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（平成4年9月1日4畜A第2259号）の一部を令和2年4月1日付けで別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管下の関係者への周知方お願いします。

「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」(平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 獣医療法関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 獣医療法施行規則第3条及び第5条の管理者の遵守事項については以下のとおり扱うものとする。 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定の遵守に関しては、譲渡、使用等に関する規定に違反しないようその内容を十分に認識し必要な注意をすること。 (4)～(7) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 獣医療法関係 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 獣医療法施行規則第3条及び第5条の管理者の遵守事項については以下のとおり扱うものとする。 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定の遵守に関しては、譲渡、使用等に関する規定に違反しないようその内容を十分に認識し必要な注意をすること。 (4)～(7) (略)</p>